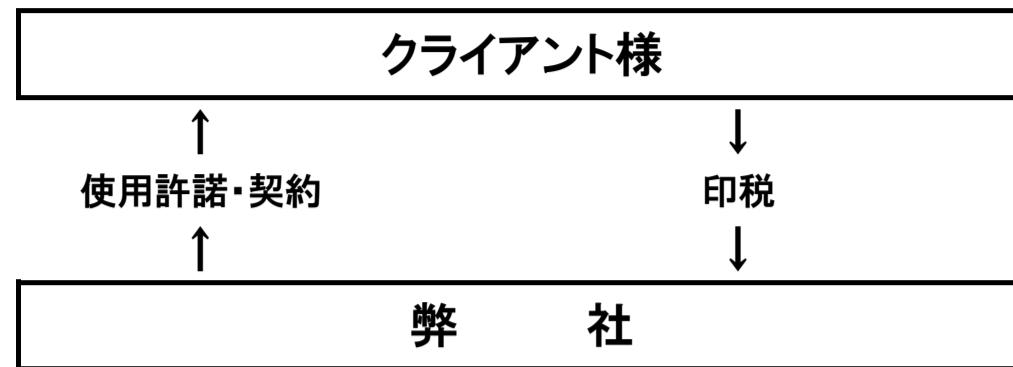


AGC38キャラクターの利用についてのご説明

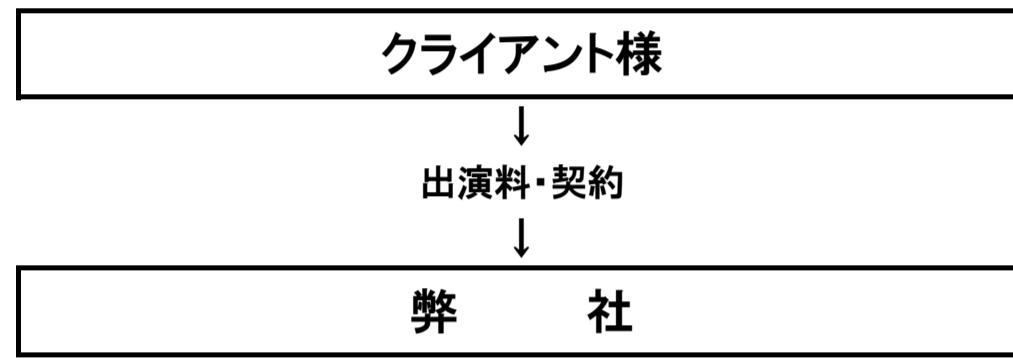
■各種商品化での利用



※印税の料率については、案件ごとにご相談させて頂きます。

※基準料率 小売価格×1.5~3%

■CM・各種コンテンツへの出演・イメージキャラクター使用など



※出演料には、演技の為の作画費・衣装・小道具デザイン費・声優費などが含まれます。

※出演コンテンツの二次使用により収益が得られる場合は、印税が発生する場合がございますので、別途ご相談させて頂きます。

■公共事業・教育機関等での利用

案件ごとにご相談させて頂きます。

■タイアップ利用

案件ごとにご相談させて頂きます。

